

# 会 務 月 報

## 第318号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第2回 全国大会運営特別委員会概要

日 時 平成21年7月28日(火) 13:30～15:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山本茂男(高知) 副委員長 中岡数夫(愛媛)

委 員 佐々木世希(愛媛)、眞木政経(愛媛)、

松井健治(大分)、大内達史(東京)、

田畑光三(福島)

オブザーバー 平野恵子(福島)、桜田武司(近畿日本ツリスト)、

高田昌弘(近畿日本ツリスト)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、上原、

松谷

#### 1. 報告事項

(1)「建築CPD情報提供制度」における認定プログラム申請について

日事連事務局より、「建築CPD情報提供制度」における認定プログラム申請について資料1によって説明がなされた。

愛媛大会の行事のうち、パネディスカッション及び記念講演を併せて同制度の認定プログラムになるよう、日事連がプロバケイとなって「建築CPD運営会議プログラム審査会」へ申請をすることとしている。単位会への周知等については日事連が行う。

また大会当日会場では、出席者名簿記入用機及び看板の設置、出席者名簿の準備等を行う必要があるが、これについては愛媛会と日事連で連携をとって対応の確認を

することとした。

#### 2. 協議事項

(1)平成21年度・第34回愛媛大会の準備状況について

愛媛会及び日事連事務局より、21年度・第34回愛媛大会の準備状況について資料2及び資料3によって次の項目について説明がなされ、協議を行った。

①大会参加申込状況について

7月27日現在で大会参加申込者数は1,352名(事前調査の数も含む)となっている。また、記念講演及びパネディスカッションについては、チラシを配布し学生等の参加を募っている。パネディスカッション会場のサブホール(定員1,000名)は集計上では満席が予想されるため、メインホール会場を変更したらどうかという意見が出されたが、例年の大会開催状況を見ていると、参加者の到着時刻がそれぞれ異なっていることもあり、実際は満席になる可能性は低いので、協議の結果、実施計画通りサブホールで開催することとした。

②招待者関係について

日事連関係者及び愛媛会関係者の招待者については8月中に招待状を発送し、国会議員は選挙終了後、案内することとした。

③大会会場図等について

来賓及び大会役員等がスムーズに移動出来るように控室を集約し、また受付の出入口を1箇所にするなど、再度図案を修正することとした。

④大会式典及び記念パーティ運営について

オープニングアトラクションの時間帯が大会参加者等の会場移動時間と重なるため、アトラクションの観覧を楽しんでもらうために、スケジュールの見直しをした方がよいのではないかと意見が出された。協議の結果、オープニングアトラクション以降のスケジュールを10分繰り下げることにした。

日事連正副会長は式典及び記念パーティの運営を例年通り担当し、役割分担等については8月28日(金)の常任理事会に提案することとした。

その他の準備、確認事項については、愛媛会事務局と  
日事連事務局で調整をしながら準備を進めることと  
した。

⑤パネディスカッションの進行等について

パネディスカッションでは、三栖会長には「日本一のまちづく  
り」に対して日事連の視点から発言してもらおうことと  
している。後日、他のパネリストの発言要旨を参考として、  
三栖会長には発言要旨の作成を愛媛会事務局より依  
頼することとした。

⑥日事連建築賞、年次功労者表彰について

平成21年度日事連建築賞の各賞決定までのスケジュール等  
の確認を行った。また日事連建築賞、年次功労者表彰  
者とも8月28日(金)の常任理事会において正式に決定  
することを報告した。

⑦大会式典進行及び記念パネディスカッション進行台本について

今後の修正事項等については、愛媛会と日事連で調  
整することとした。

(2) その他

日事連事務局の事前視察については、平成21年9月10日  
(木)の予定。

次回の委員会開催は、来年2月上旬開催予定とし、大会  
事業報告及び収支報告について協議を行うこととし  
た。

(配付資料)

資料1:「建築CPD情報提供制度」における認定プログラムの申  
請について

資料2、資料3:平成21年度・第34回愛媛大会の準備状況に  
ついて

## ■第42回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成21年7月27日(月) 10:00～12:20

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、  
望月 淳一、高津 充良

事 務 局:北野常務理事、恩田事務局長、吉田調査役、  
鈴木業務課長、上原係員、今泉係員

(欠 席 者 委員 佐野 吉彦)

<配付資料>

資料1:建築基準整備促進補助金事業 報告書の概要(案)

資料1-別添1:基本法の提案(建築基本法制定準備会)

資料1-別添2:建築行政のマネジメント方策について(第15回基  
本制度部会資料)

資料1-別添3:東京財団政策提言(東京財団政策研究部)

資料2:建築3団体会長による新しい業務報酬基準等に関す  
る共同要望関係資料

議事1. 基本法部会の検討状況等について(資料1、資料1-別  
添1～3)

1) 建築基準整備促進補助金事業の応募及び採択の結果報告  
について

事務局より主に以下の報告があった。

- ・平成21年度建築基準整備促進補助金事業「建築の質の  
向上に関する検討」に対する日事連の応募に対して6月  
19日に国土交通省よりヒアリング 審査が行われ、事務局担  
当者が出席し、同30日に採択された。

- ・「建築の質の向上に関する提案」の具体的な検討は当委  
員会委員がコアメンバーとなって設置した「基本法部会」で  
検討を行っている。

- ・当該の補助金については、本日7月27日に決定通知が送  
付される予定である。

2) 提案内容の枠組みの検討について

吉田調査役より主に以下の説明がなされた。

- ・「建築基本法の提案」として平成18年7月の建築基本法  
制定準備会資料(資料1-別添1)が作成されている。

- ・国土交通省は、「円滑な経済活動を確保しつつ建築確  
認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を  
確保することが必要」として「建築行政マネジメント計画」

を平成22年度から31年度の10年度間を期間として「建築行政マネジメント基本方針」を策定すること等について、既に国の基本制度部会で資料として提出している(資料1-別添2)。また、東京財団政策提言「東京財団政策研究部」(資料1-別添3)建築基本法の記載部分等について説明があった。

### 3) 外部専門家へのヒアリング事項の検討について

事務局で作成した報告書叩き台案をもとに、基本法部会各委員から提出された報告書原案について、各委員から説明があった。

各委員からの説明に続き、主に以下の発言があった。

○建築基本法は国民が建築等に対して望むべき姿を、国民の視点に立って記す必要があるものではないか。

○建築物に対して国や自治体、専門家が全ての責任を負うのではなく、発注者側の自己責任についても謳うべきではないか。これには適正な建築士事務所を適確に情報提供するシステム等も考慮しなければならない。

○消費者基本法や病院・医師・患者との関係も参考となるのではないか。

○建築に係る建築士以外の専門資格者の法的位置付けの明確化も必要性を検討する必要があるのではないか。

本日当会での検討内容を踏まえ、叩き台案を修正し、7月30日に開催される基本法部会において、外部専門家(日事連理事/浅野善治・河野 久の両氏)にヒアリングを行うこととした。

なお、基本法部会の第6回を8月7日(金)9:30~11:30、第7回を21日(金)10:00~14:00、いずれも日事連会議室にて開催することとした。

議事2. 建築3団体による新しい業務報酬基準等に関する共同要望について(報告)(資料2)

建築3団体による新しい業務報酬基準等に関する共同要望について高津委員より主に以下の報告があった。

・4月17日に官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領が公表され、4月1日に遡って適用された。積算要領では、

「依頼度」の設定に関する規定が削除されるなど大幅な見直しが行われた。

・6月29日に建築3団体(日事連、士会連合会、JIA)が、「自治体に対する新しい業務報酬基準に関する共同要望の実施について」プレスリリースを行い、新しい業務報酬基準の遵守及び自治体の積算要領等における依頼度の規定の削除等について強く要望することを公表した。

・公共建築物の発注に関係の深い12府省に対しても、7月27日から30日にかけて建築3団体が分担し、各々の会長が出向いて要望活動を実施した。

・国土交通省大臣官庁官房営繕部でも各省庁に対し、当積算基準及び同要領について説明を行っている。

### 議事3. その他

○提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)(地球温暖化対策会議)について(報告)

提言「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)(地球温暖化対策会議(事務局・(社)日本建築学会、以下学会という))について、事務局より報告があった。

・3月に当委員会で対応について検討を行い、事前に団体としての十分な検討がなされていないが、公表日が差し迫っていること等を考慮して建築関係10団体に日事連も加わることを了承したところである。

・その後学会より、日事連に対し、「地球温暖化対策会議」への正式な委員の参加依頼があった。三栖会長と協議し、この件については「業務・技術委員会」で対応することとし、当会議の委員としては八島英孝業務・技術委員会担当副会長(福岡会)に出席いただくこととした。

・提言は本年11月頃までに記者発表される予定である。

○エレベータの安全に係る技術基準のJIS化の動き等について(報告)

エレベータの安全に係る技術基準のJIS化の動き等について高津委員より説明があった。

・(社)日本エレベータ協会が中心となってエレベータ技術基準のJIS化について検討が進められている。

・同協会より日事連に対し、関係する委員会への委員参加依頼があり、「建築設備等の安全制御システム等の技術開発検討委員会」((財)日本建築設備・昇降機センター)の日事連委員でもある望月委員が出席することとし、当委員会へも必要に応じて報告いただくこととしている。

#### ○次回委員会日程

次回日程については、基本法部会等の状況により調整し、適切な時期に開催することとした。

### ■第2回 景観・まちづくり特別委員会概要

日 時 平成21年7月13日(月) 15:00~17:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長・横須賀満夫

委員・高橋敏彦、中村清隆、浅野正敏、福島賢哉、

川島啓道、平山正義、入口嘉憲

<配付資料>

資料1~1-7:第3回建築等を通じた景観・まちづくり推進協議会WG資料

資料2:景観・まちづくりに関する専門家派遣への意向調査結果一覧

資料3:平成21年度建築・まちなみ部門 専門家派遣候補リスト(案)

参 考:第2回委員会記録

議 事

#### 1. 国からの専門家派遣等要請に対する対応について

高津専務理事より資料に基づき、以下の説明がなされた。

7月9日に開催した第3回「建築等を通じた景観形成・まちづくり推進協議会WG」では、「住まい・まちづくり担い手事業選定委員会」において確定した支援事業団体のうち、専門家派遣要請のある10数地区に対して、各団体としてどのように候補者リストを作成していくかの検討を行った。

日事連としては、前回委員会で専門家派遣要請には委員会メンバーが対応することで決定し、各委員に派遣に対する

意向調査を行い、派遣を希望する委員について7月9日のWGに提出した。本日は、WGでまとめた候補者リスト(案)についてご協議いただきたい。

協議の結果、日事連として景観・まちづくりへの取り組みを行っていくうえで、各委員が対応できると思われる支援事業団体の候補となり、地域の取り組みを吸収し、今後の日事連の活動に活かしていく良い機会であるとして、意向調査で「場合によっては派遣可能」と回答した委員に再度意向を確認し、3名を追加した候補者リストをまちづくり推進協議会WGに報告することとした。

地区名	派遣候補
中 津	平山正義委員
横 浜 石 川 町	浅野正敏委員
会津若松大町通り	中村清隆委員
姫 路	入口嘉憲委員
黒 石	川島啓道委員

#### 2. その他

・副委員長に福島賢哉委員(東京会)が決定した。

・次回委員会では、高橋委員、中村委員、浅野委員に、今までのまちづくり活動への取り組みを報告していただき、意見交換することとした。

次回委員会 平成21年9月10日(木) 14:00~16:30

### ■第5回 業務・技術委員会概要

日 時 平成21年7月30日(木) 14:00~16:45

会 場 日事連会議室

出席者

委員長:木村 旭 副委員長:上野浩也

委 員:斉藤俊夫、安藤 誠、宮崎清史、伊藤光洋、

三原秀樹

担当副会長:八島英孝

欠 席 者:富田賢一

特別出席:(有)日事連サピス 中川孝昭

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜、市川、今泉

(配付資料)

資料1-1: 第2回建賠保険等調査専門委員会議事概要(案)

資料1-2: 建築士事務所賠償責任保険の報告について

資料2: 「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」の改正に伴う講習の企画のたたき台について

資料3: 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案)

資料4: 自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共同要望の実施について

資料5: 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士義務づけの問題点の研究

資料6: 「昇降機技術基準の解説(2009年版)」講習会の案内書

資料7: 第1回合法木材普及拡大部会報告資料

資料8: 設計監理業務報酬基準関係資料

議事1. 建築士事務所賠償責任保険について

○資料1-1により7/22に開催された第2回建賠保険等調査専門委員会の概要が事務局より説明された。建賠保険の加入・支払状況などのほか、保険支払の対象とならなかった事例について検討し、意見交換をした旨報告された。次回は査定の事例の検討、住宅瑕疵担保履行法への対応などについて検討する予定。

○資料1-2により、(有) 日事連カピス・中川専務取締役より4～6月の加入状況、法適合確認業務追加担保特約条項の新設について説明された。法適合確認業務追加担保特約の概要は以下の通り。

- ・法適合確認業務を補償対象業務とする。ただし、建築物の滅失・き損が前提となることには変わりがない。
- ・会員事務所を対象。
- ・追加保険料は徴収せず次年度更新時に設計料に法適合確認業務によって得た報酬を加える。

○次のような意見がだされた。

- ・加入率を上げると保険の支払も増えることにはならないか。
- ・分母が増えると損害率が改善する。(加入後約8.8年で事故に遭う)

- ・加入率を高めることは、事務所協会会員として保険に入っていることによる信用増大と自己防衛の2つの側面のメリットがある。結果的に消費者保護につながる。

議事2. 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類の改正版の周知方法について

○資料2により四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類の周知方法として講習会の企画のたたき台案が事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・単位会が主催者となって講習会を実施できるよう企画する。
- ・単位会講師予定者のため講師説明会を開催する。
- ・テキストは契約書類一式と契約書類の解説書を予定。
- ・建築CPD情報提供制度における認定プログラム申請は日事連が行う。
- ・実施要領、事務要領を作成の上、単位会には10月下旬ころ案内する。

○次のような意見が出された。

- ・民間連合協定工事請負契約約款委員会が工事請負契約約款と建築設計・監理等業務委託契約約款の講習会を行うことになっているが、建築設計・監理等業務委託契約約款の講習はこれと重複してしまうのではないか。
- ・専門の事務所は工事請負契約約款は関係ないのではないか。
- ・重複はするが民間連合協定工事請負契約約款委員会が主催する講習会は定員、地域が限られている。工事請負契約約款と建築設計・監理等業務委託契約約款の講習会を合同で行うのには双方共通的に理解するというねらいがある。
- ・士会と事務所協会は別々に講習を行うのか、一緒に行ってもよいのか。
- ・四会それぞれの団体でそれぞれの責任で周知することになっているが、各単位会で士会と調整することは問題ない。

議事3. 「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案) 策定に向けた対策会議について

○日本建築学会が主導する「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案) 策定に向けた対策会議について、同学会より日事連へ委員派遣依頼があり当委員会から八島担当副会長が委員就任することとした旨、事務局より事後報告した。

○7/22に「建築分野の地球温暖化対策ビジョン2050」(案) 策定に向けた対策会議について学会より八島担当副会長へ個別に会議の経緯、検討状況について説明があり、その内容を資料3に基づき八島担当副会長が説明した。

この会議は、昨年、日本建築学会の環境委員会が建築関連12団体によびかけて発足したものであり、低炭素社会の実現に向けた建築のカーボン・ニュートラル化にとともに取り組むことを提言するものである。八島担当副会長は第12回会議(8月17日開催予定)より参加する予定である。提言はおおむね仕上がっており、10月の発表に向け、発表方法、周知方法等これから検討していく。

今後、業務・技術委員会にも意見を聞いて、会議へ反映させるなどしたい旨、説明された。

議事4. 新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望について

○資料4により新業務報酬基準の制定に伴う地方自治体に対する建築3会の共同要望の実施について高津専務理事より報告された。要望内容としては1月に施行された新業務報酬基準(告示第15号)の遵守と現在の自治体の設計業務の発注における「依頼度」の規定の削除をもとめるものであり、建築三団体で共同で都道府県および市町村に対し要望活動を実施する、また中央省庁の(12府省)の公共建築を発注する部局に対しても自治体と同様の要望を行っていく旨が説明された。

議事5. 構造・設備設計一級建築士の法適合確認制度の対応状況について

○資料5により愛知会・安藤委員より愛知会における構造・

設備設計一級建築士制度の問題点について説明された。主な事項は以下の通り。

- ・愛知会では「新建築士制度検討委員会」で構造(設備)一級建築士制度の問題点について検討し、7月8日付けで構造(設備)設計一級建築士の関与についての明快な取り扱い方法の提示を愛知県に要望しているが、まだ県からはなにも返答がない状況である。意匠図の設備配管の吊りボルトなどに構造設計一級建築士の判が必要なのか、猶予期間中に構造設計一級建築士を決めずに設計・施工した案件などで設計変更などした場合、構造設計一級建築士が関与しないと計画変更が出せなくなるのではないかなどの問題が生じ混乱する可能性がある。

○次のような意見が出された。

- ・猶予期間の終わる11月27日には相当の混乱が予想される。
- ・構造設計一級建築士はほとんど意匠図全部に判を押すことになる。意匠を訂正すると構造設計一級建築士の判も必要になるのではないかな。
- ・意匠図への構造設計一級建築士の判などの問題は、特記仕様書に判を押すなどの方法も考えられる。
- ・図面上の逃げではなく根本的な問題がある。これだけあるとハウスでも判を押すことはむずかしい。
- ・どこまでのチェックで判をおすのか。全部チェックするとなると1~2日かかる。判を押さなければ未来永劫その物件は確認申請を出せないことになる。
- ・資料5にあげられている問題点は法適合確認検討会でもすでに出されていた。検討する時間がなかった。
- ・次回委員会までに各ブロックで問題点を抽出して委員会へ提出することにする。

○構造設計一級建築士、設備設計一級建築士制度の問題点について各ブロックごとにまとめて日事連事務局まで提出することにした。締め切りは9月18日(金)。

議事6. 「昇降機技術基準の解説(2009年版)」講習会について

○資料6により「昇降機技術基準の解説(2009年版)」講習会について事務局より説明された。昨年9月に建築基準法施行令等の一部改正が行われ、関連告示の改正、制定など大幅な変更が行われ、本年9月28日より施行されることを受け、(財)日本建築設備・昇降機センター、(社)日本エレベーター協会の主催により講習会が開催されるものである。

議事7. 合法木材普及拡大部会の報告について

○(社)全国木材組合連合会において、合法性等の証明された木材の普及促進事業として「合法木材普及拡大部会」を設置し、事業を進めることとした旨、同連合会より日事連へ連絡があり、あわせて同拡大部会への委員派遣依頼があった。このことについて当委員会より富田委員(福島会)を推薦した旨、事務局より事後報告がなされた。

○資料7は第1回合法木材普及拡大部会(6/17)の資料で福島会・富田委員より報告されたものであるが、富田委員が本日は欠席のため、次回また詳しい報告を聞くことにすることにした。各議題についてのコメントは富田委員によるものである。

議事8. その他

○資料8は告示第15号に則り、エクセルで業務報酬額を算出するソフトで愛知会の経営委員会で作成した。愛知会のホームページからダウンロードできるようになっており会員専用であること、事務所の経費率の試算までできるようになっていることなどが、安藤委員より説明された。

○業務・技術委員会レポートとして、本会誌11月号及びホームページに「建築士事務所の技術者人件費等について」を毎年掲載してきているが、今年も掲載することとし、レポートの一級建築士の人件費等の数字を更新して掲載することとした旨、事務局より説明された。レポートの内容は作成した段階で当委員会へメールで送信し、各委員より確認をとり掲載することとした。

@次回委員会

平成21年10月1日(木) 14:00～16:30 日事連会議室

## ■第5回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成21年7月9日(木) 13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委 員 長・野呂敏秋

委 員・沖野 覚、吉田勝則、下西伊佐男、

山下卓治、国吉真正

担当副会長・外木場久雄

欠 席 副委員長・横須賀満夫、委員・新井典夫

〈配付資料〉

資 料1: UIA2011東京大会プログラム企画提出依頼、他

資 料2: 建築3団体による全国共同要望活動の実施について

資 料3: 平成21年度要望運動の実施について(協力依頼)

資 料4: 平成21年度建築士事務所キャンペーン実施要項

資 料5: 景観・まちづくり特別委員会の設置について

資 料6: 会誌編集に対する意見について

参 考1: 第4回委員会記録

本日の議事のうち「UIA2011東京大会日本組織委員会からのプログラム企画提出依頼についての対応の検討」については、時間をかける必要があることから、協議の順序を変更して議事を進めることとした。

議 事

1. 建築3団体による全国共同要望活動の実施について

事務局から資料2により、建築3団体による全国共同要望活動の実施について以下の報告を行った。

新業務報酬基準が本年1月7日に告示され、これに伴い国土交通省所管の官庁施設の設計業務等積算基準及び要領が4月1日付で改定されたが、特に地方自治体に対し公共建築設計等の発注に際し、告示の遵守と国の設計業務等積算基準等の改定に沿って依頼度の規定を見直し、削除することを強く要望していく必要がある。このため建築3団体で全国レベルでの共同要望書「新業務報酬基準制定に伴う、地方自治体の公共建築物の設計等業務発注に係る要望」をまとめ、6月29日付でそれぞれ単位会、単位士会、

JIA地域会に対し、実施協力依頼を行った。

また、都道府県毎の自治体への要望活動を実施するにあたり、6月29日午前11時より、国土交通省建設専門紙記者会において、建築3団体の会長による記者発表を行い、その後、小川大臣官房審議官に記者発表を報告するとともに意見交換を行った。

## 2. 平成21年度要望運動の実施について

前回委員会で決定した平成21年度要望項目をまとめた要望書を、7月1日付で単位会宛に実施協力依頼とともに送付した旨、資料3により報告した。

## 3. 平成21年度建築士事務所キャンペーン事業の実施について

平成21年度建築士事務所キャンペーン事業の実施については、前回委員会で決定した実施要項(案)を、通常理事会及び常任理事会で承認、全国会長会議及び事務局連絡会議で報告、単位会に対し実施に向けて準備を進めていただくよう依頼した旨、資料4のとおり報告した。

## 4. 景観・まちづくり特別委員会の設置

景観・まちづくり活動に対する国の助成事業が始まり、日事連としてもまちづくりに関するアドバイザーの派遣等、国の要請に応える体制を整える必要があるとともに、景観・まちづくり活動はこれからの重要なテーマであり、地域における景観まちづくり活動に対してどのように対応するか、単位会との連携、人材育成等も含め日事連としての対応方針を検討していくことを目的に設置した旨、資料5により報告した。

委員会構成は横須賀理事(広報・渉外副委員長)を委員長とし、委員は単位会で景観・まちづくりに関係している会員を選任した。

## 5. UIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)からのプログラム企画提出依頼についての対応の検討

高津専務理事より資料1に基づいて以下の説明がなされた。  
6月9日付でJOBより依頼のあった東京大会プログラム企画提出について、6月19日開催の常任理事会に諮り、各ブロック協議会で日事連としての対応、企画内容及び実施体制等に

ついて協議していただくことに決定し、同日開催の全国会長会議で趣旨説明を行い、6月22日付で単位会会長宛にプログラム企画についての検討を依頼した。

また、2月開催の常任理事会で、UIA2011東京大会に関しては、基本的に本委員会が対応することが承認され、8月開催の常任理事会に広報・渉外委員会としての意見提出が求められている。については、日事連としての対応等についてご協議いただきたい。

協議の結果、ブロック協議会または単位会としては地域レベルでのイベントの実施、日事連としては東京で実施する場合は他団体との共催を検討してはどうか、を現時点での意見として提出することとした。

## 6. 会誌編集に対する意見について

6月19日開催の全国会長会議において、会誌編集についての意見・要望が出された。

### 意見・要望

- ・本文のカラー化を希望。
- ・他団体の会誌に比べると文章、写真がうまく配分されていないため、内容がわかりにくく読みづらい。
- ・デザインの工夫が必要ではないか。

### 上記意見・要望を踏まえた各委員の意見

- ・今年度から一部ではあるが、カラー化が決定している。
- ・現在の表紙デザインは個人的で良い。
- ・内容についても見劣りするものとは思えない。
- ・他団体の会誌と比較する必要はない。

全国会長会議で出された意見・提案及び各委員の意見を、直近に開催される会誌編集専門委員会に報告し、検討を依頼することとした。

次回委員会 平成21年9月11日(金) 13:30~16:00

## ■ 主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますので  
ご了承ください。

平成21年

9月16日 理事会、政研役員会

17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契約  
約款改正検討ワーキンググループ

24日 基本法部会

10月 1日 業務・技術委員会

5日 建賠保険等調査専門委員会

6日 基本法部会、会誌編集専門委員会

9日 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)

14日 教育・情報委員会

■8月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成21年8月1日～8月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	642		5,707	11.2	215	+ 1	33.5
青 森	139		1,245	11.2	31		22.3
岩 手	265		1,353	19.6	56		21.1
宮 城	268	+ 4	2,757	9.7	52		19.4
秋 田	176	+ 2	1,678	10.5	42		23.9
山 形	191		1,658	11.5	47		24.6
福 島	185	+ 3	2,104	8.8	47		25.4
茨 城	501		2,773	18.1	132		26.3
栃 木	173		1,840	9.4	90	+ 1	52.0
群 馬	175		2,340	7.5	89		50.9
埼 玉	570		6,274	9.1	100	+ 1	17.5
千 葉	409	- 6	4,491	9.1	92	+ 2	22.5
東 京	1,366		18,300	7.5	339	+ 1	24.8
神奈川	792		7,662	10.3	151	+ 1	19.1
新 潟	280		2,924	9.6	99		35.4
長 野	533	- 1	2,945	18.1	114		21.4
山 梨	113	- 1	1,091	10.4	11		9.7
富 山	267		1,572	17.0	53		19.9
石 川	267	- 1	1,664	16.0	51		19.1
福 井	263		1,189	22.1	58		22.1
静 岡	547	+ 1	4,030	13.6	134		24.5
愛 知	629	- 1	6,039	10.4	135		21.5
三 重	183		1,722	10.6	62		33.9
滋 賀	202		1,492	13.5	38	+ 1	18.8
京 都	270		2,610	10.3	77		28.5
大 阪	1,005		8,101	12.4	174		17.3
兵 庫	503		4,481	11.2	124		24.7
奈 良	123	- 1	1,103	11.2	20		16.3
和歌山	118		916	12.9	24		20.3
鳥 取	80		648	12.3	42		52.5
島 根	155		935	16.6	57		36.8
岡 山	469		1,934	24.3	59		12.6
広 島	384		3,040	12.6	113	+ 1	29.4
山 口	116		1,610	7.2	39	+ 1	33.6
徳 島	102		1,161	8.8	14		13.7
香 川	105		1,550	6.8	16		15.2
愛 媛	131		1,526	8.6	22		16.8
高 知	149		895	16.6	17		11.4
福 岡	527	- 2	4,491	11.7	133	+ 1	25.2
佐 賀	171		789	21.7	29		17.0
長 崎	228		1,112	20.5	40		17.5
熊 本	227		1,713	13.3	79	+ 1	34.8
大 分	206	+ 2	1,189	17.3	37		18.0
宮 崎	140		1,554	9.0	66		47.1
鹿 児 島	320		1,700	18.8	77		24.1
沖 縄	184		1,470	12.5	43		23.4
計	14,849	- 1	129,378	11.5	3,540	+ 12	23.8

※建築士事務所登録数は平成20年3月末日現在の数字である。